

第 30 号 議 案

長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例

長崎県環境保健研究センター条例（平成18年長崎県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 2 （第 9 条関係）						別表第 2 （第 9 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	細菌の検査	細菌検査手数料	(1) 特殊培養検査	1 件	<u>14,940円</u>	1	細菌の検査	細菌検査手数料	(1) 特殊培養検査	1 件	<u>13,210円</u>
			(2) 無菌試験	1 件	<u>12,480円</u>				(2) 無菌試験	1 件	<u>12,220円</u>
2	ウィルスの検査	ウィルス検査手数料	分離試験	1 項目	<u>38,130円</u>	2	ウィルスの検査	ウィルス検査手数料	分離試験	1 項目	<u>34,560円</u>
3	食品、薬品その他の試験	食品、薬品その他の試験手数料	(1) 1 類	1 項目	<u>18,040円</u>	3	食品、薬品その他の試験	食品、薬品その他の試験手数料	(1) 1 類	1 項目	<u>14,740円</u>
			(2) 2 類	1 項目	<u>26,420円</u>				(2) 2 類	1 項目	<u>20,290円</u>
			(3) 3 類	1 項目	<u>41,180円</u>				(3) 3 類	1 項目	<u>29,750円</u>
			(4) 4 類	1 項目	<u>39,850円</u>				(4) 4 類	1 項目	<u>36,150円</u>
			(5) 5 類	1 項目	<u>50,890円</u>				(5) 5 類	1 項目	<u>40,640円</u>
			(6) 6 類	1 項目	<u>78,560円</u>				(6) 6 類	1 項目	<u>51,580円</u>
			(7) 特殊	1 項目	<u>105,160円</u>				(7) 特殊	1 項目	<u>70,850円</u>
4	食品添加物、器	食品添加物、器	(1) 細菌数検査	1 項目	<u>19,100円</u>	4	食品添加物、器	食品添加物、器	(1) 細菌数検査	1 項目	<u>17,100円</u>

5	略	具容器包装その 他の細菌検査	具容器包装その 他の細菌検査手 数料	(2) 大腸菌群検査	1 件	<u>20,720円</u>
				(3) 細菌検査	1 件	<u>21,560円</u>
				(4) 殺菌効力試験	1 件	<u>31,040円</u>
				(5) 保存試験	1 件	<u>22,140円</u>
5	略	具容器包装その 他の細菌検査	具容器包装その 他の細菌検査手 数料	(2) 大腸菌群検査	1 件	<u>18,630円</u>
				(3) 細菌検査	1 件	<u>18,630円</u>
				(4) 殺菌効力試験	1 件	<u>21,260円</u>
				(5) 保存試験	1 件	<u>21,260円</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

関係経費の増減に伴い、手数料の一部について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提案する理由である。